究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成24年法律第55号）第10条第1項又は産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第75条第1項」に改め、「「特許法第109条の規定による特許料の1／2軽減」の下に「、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第1項の規定による特許料の1／2軽減」を加え、「、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56条の規定による特許料の1／2軽減」を削り、「又は「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第1項の規定による特許料の1／2軽減」」を「、「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第1項の規定による特許料の2／3軽減」又は「産業競争力強化法第75条第1項の規定による特許料の2／3軽減」」に改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部改正）

第六条　独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第九号を削り、同条第十号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第十二号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第十三号中「第十四号」を「第十三号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十四号の前に次の一号を加える。

十三　機構法第十五条第一項第十四号に規定する産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百十七条第一項及び第百三十三条に規定する業務に関する事項

第十三条中「、第九号、第十一号及び第十三号」を「から第十号まで及び第十二号」に改める。

（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令の一部改正）

第七条　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令（平成二十四年経済産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。以下「産活法」という。）」を「（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）」に改める。

第二条第二号中「産活法第四十七条」を「産業競争力強化法第百三十三条第一号」に改める。

附　則

この省令は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。ただし、第一条の規定（特許法施行規則第三十一条の二第二項中「特許法第百九十五条の二」の下に「の規定の適用を受けようとするとき」を「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）」の下に「第八条第二項若しくは」を加え「若しくは産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五十六条」を削る改正規定、同令様式第44備考6中「第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2」の下に「の規定の適用を受けようとするとき」を「、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第8条第2項若しくは」を加え「若しくは産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第57条」を削る改正規定、同備考中「「特許法第195条の2の規定による審査請求料の1／2軽減（免除）」」の下に「、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第2項の規定による審査請求料の1／2軽減」」を加え、「、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第57条の規定による審査請求料の1／2軽減」」を削る改正規定、同令様式第69備考7中「、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第8条第1項若しくは」を加え、「、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56条」を削る改正規定及び同備考中「「特許法第109条の規定による特許料の1／2軽減」」の下に「、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第1項の規定による特許料の1／2軽減」」を加え、「、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56条の規定による特許料の1／2軽減」を削る改正規定を除く。）、第四条の規定及び第五条の規定（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第19備考7中「、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第8条第1項若しくは」を加え、「、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第56条」を削る改正規定及び同備考中「「特許法第109条の規定による特許料の1／2軽減」」の下に、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第1項の規定による特許料の1／2軽減」」を加え、「、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56条の規定による特許料の1／2軽減」」を削る改正規定を除く。）は、産業競争力強化法附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

告　示

○内閣府告示第一号

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第二十六条第一項に基づき、次の区域を拠点返還地に指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十六年一月十七日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

施設及び区域の名称（施設番号）	拠点返還地の区域
キャンプ瑞慶覧（六〇四四）	合同委員会において返還することが合意されたキャンプ瑞慶覧の西普天間住宅地区の区域

○内閣府、復興庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省　告示第一号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に伴い、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構支援基準（平成二十四年内閣府、復興庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省　告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣臨時代理　国務大臣　田村　憲久
財務大臣臨時代理　国務大臣　谷垣　禎一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣臨時代理　国務大臣　太田　昭宏
経済産業大臣　茂木　敏充

Ⅰ．の3．の②中「各指標」の次に「（有利子負債を除く。）」を加え、「我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針（平成23年財務省・経済産業省告示第3号）」を「事業再編の実施に関する指針（平成26年財務省・経済産業省告示第1号）の備考」に改める。

Ⅰ．の3．の②の①中「（注2）と」を「（注3）と」に改め、（注2）を（注3）とし、（注1）を（注2）とし、同注の前に次のように加える。

（注1）　有利子負債＝短期借入金＋割引手形＋長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む。）＋社債（1年以内に償還予定のものを含む。）

Ⅰ．の3．の②の②中「注1」を「注2」に改める。

Ⅱ．中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）の事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画、資源生産性革新計画」を「産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の事業再編計画、特定事業再編計画」に改める。

附　則

この告示は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。